

託送供給等約款の認可

2020年7月14日
北陸電力送配電株式会社

本日（7月14日）、経済産業大臣より2020年10月1日を実施日とする託送供給等約款の認可を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、6月19日、2020年10月1日を実施日とする託送供給等約款の変更認可申請を行いました。（2020年6月19日お知らせ済み）

上記申請について、本日（7月14日）、経済産業大臣より認可を受けました。今回認可された託送供給等約款の変更内容は、以下のとおりです。

1. 主な変更内容

（1）系統アクセスルールの見直しに伴う供給条件の見直し

系統アクセス業務において

- ・ 公募により複数の発電事業者等が系統増強に係る工事費を共同負担し、系統連系を行うプロセスについて、入札手続きの省略の見直しが行われること（プロセスの早期化等）
- ・ 発電事業者からの送電系統への接続検討申込に対する回答書に有効期限が設定されること（発電事業者等の事業性判断期限の明確化）
- ・ 送電系統への連系にかかる契約申込時に保証金の入金が必要になること（系統容量の空押さえ防止）

等を踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

（2）サイバーセキュリティ対策に伴う系統連系技術要件[※]の見直し

第25回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2020年6月11日開催）において、サイバーリスク増加に伴い、発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件の整理がなされたことを踏まえ、当該内容を系統連系技術要件に反映します。

※ 当社の電力系統に電気設備を連系するにあたって遵守していただく技術要件

2. 実施日

2020年10月1日

以 上